

(参考資料)

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
＜法人シート／事務・事業シート（概要説明書）＞

法人シート（概要説明書）

法人名		(社)日本労働安全衛生コンサルタント会					
当省担当部局		労働基準局安全衛生部	担当課・室名	安全課			
沿革		昭和55年10月 任意団体「全国労働安全衛生コンサルタント会」設立 昭和58年4月 「(社)日本労働安全衛生コンサルタント会」設立					
※ 1 役員	役員数	52	うち常勤役員数	1	うち非常勤役員数	51	
	職員数	7	うち常勤職員数	6	うち非常勤職員数	1	
国家公務員再就職者の状況※2	官庁OB役員数	3(3) → 0(0)	うち常勤役員数	1(1) → 0(0)	うち非常勤役員数	2(2) → 0(0)	
	官庁OB職員数	2(2) → 2(2)	うち常勤職員数	2(2) → 2(2)	うち非常勤職員数	0(0) → 0(0)	
法人概要	目的 (何のために)	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント（以下、本様式中「コンサルタント」という。）の使命及び職責に鑑み、品位の保持及び資質の向上並びにその業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行い、もって労働者の安全及び衛生の水準の向上に寄与すること。					
	対象 (誰/何を対象に)	会員（コンサルタント）、準会員（コンサルタント試験に合格した者）等					
	事務・事業内容 (手段、手法など)	① コンサルタントの資質向上に関する講習会、研修会等の開催 ② コンサルタントの業務の開発及び調査研究、情報の収集及び提供 ③ コンサルタント制度の普及、機関誌及び関係図書の発行 ④ コンサルタントの登録事務（指定事業） ⑤ 労働安全衛生行政施策への協力 ⑥ 関係団体との連絡及び提携 ⑦ 中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査普及促進等事業					
年間収入合計 (千円) ※3	202,605	年間支出合計 (千円)	199,666	負債額 (千円)	50,631		
会費収入	65,829	事業費	149,690	負債相当額	9,493		
財産運用収入	0	管理費	47,689	その他の負債	41,138		
寄付金収入	0	事業に不可欠な固定資産	2,287	正味財産額	53,146		
補助金等収入	0	その他の支出	0	内部留保額	52,399		
うち国から	0	資産額	103,777	内部留保水準(%)	26		
うち独法等から	0			年間収入に占める国・独法等からの補助金等・委託費収入の割合(%)	45		
事業収入	135,116	基本財産	0	国・独法等からの補助金等(平成22年度見込み)※4			
うち国からの委託費交付総額	90,637	公益事業基金	0				
うち独法等からの委託費総額	0	運営固定資産	3,549	国からの権限付与の概要	根拠条文		
その他の収入	1,660	引当資産等	38,336		①コンサルタントの登録業務	労働安全衛生法第85条の2	
		その他の資産	61,892				

(※1) 役員数の状況は、平成22年4月1日現在（常勤は、週3日以上勤務者）。

(※2) 矢印左欄は平成21年12月1日現在。矢印右欄は平成22年7月1日現在。また、括弧内はうち厚労省出身者数の記入。

(※3) 年間収入合計等は、平成21年度決算ベースの額を記入。

(※4) 名宛ての補助金等交付の見込み額を記入。

事務・事業シート(概要説明書)

事業名		労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録事務【登録】				
根拠法令(具体的な条文(①条①項など)も記載)		労働安全衛生法第84条第1項、第85条の2、第85条の3	関係する通知等	平成12年労働省告示第124号		
事務・事業概要	目的(何のために)	労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者が労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの名称を用いて業として事業場の安全診断及びこれに基づく指導を行えるようにするため				
	対象(誰/何を対象に)	労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者				
	事務・事業内容(手段、手法など)	労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者の登録申請を受けて、基準に基づき審査し、労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、一定の事項(氏名、生年月日、試験区分、事務所の名称、事務所の所在地)を登録し、申請者に対して労働安全コンサルタント登録証又は労働衛生コンサルタント登録証を交付する。				
	事業の期限	特になし。				
	事業の沿革	[いつから実施] コンサルタント登録の事務は、昭和49年に労働大臣により第1回目の登録がなされて以来国において実施されていたが、平成11年の労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)改正により労働大臣の指定する者に登録事務を行わせることができることとされ(安衛法第85条の2)、平成12年12月26日付けで(社)日本労働安全衛生コンソルタム会(以下「コンソルタム会」という。)を指定する旨告示された(労働省告示第124号)。コンソルタム会は、平成13年3月1日より登録事務を開始した。 [指定法人の変遷] 指定法人の変更はない。 [途中で廃止していた期間の有無] 途中で廃止していた期間はない。				
事業の必要性(国が事業を行う必要性を含む。)		事業者が労働者の安全と健康を守るためには安衛法令の遵守、自主的な取組等が不可欠であるが、高度化する生産工程等に対処していくためには、民間有識者の有する技術的能力の活用を図ることが有効である。このため安衛法においてコンサルタント制度が規定されているものであるが、コンサルタントは、他の事業場に立ち入って生産設備、作業方法等についての安全又は衛生上の診断、指導を実施する者であり、コンサルタント試験に合格したことだけでその活動を行うことを許した場合、社会的信頼や信用の構築を無視した活動を行う者が出かねず、それにより事業場外の専門家による事業場の安全衛生水準の向上というコンサルタント制度の目的が達成できなくなるおそれがある。このようなことからコンサルタント試験に合格した者がコンサルタントになるためにはコンサルタント名簿に登録を受けることが必要とされており、欠格事項に該当する場合の登録不認定はもとより、コンサルタントの信用を傷つけた場合等における登録の取消しも規定されており、コンサルタントが現に適格であることをも明らかにすることになる登録事務はコンサルタントを活用して事業場が効果的に労働災害防止対策を進めるに当たって不可欠のものである。				
活動実績(成果物は別紙で一覧を提出)			単位	H19年度	H20年度	H21年度
		労働安全コンサルタントの登録	件	191	124	192
		労働衛生コンサルタントの登録	件	96	120	120
		合計(審査、名簿記載、登録証発行)	件	287	244	312
		労働安全コンサルタントの登録事項の変更等	件	36	36	41
		労働衛生コンサルタントの登録事項の変更等	件	43	36	35
		合計(審査、名簿修正、登録証再発行)	件	79	72	76
パンフレット等の作成(件数)(名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)		単位	H19年度	H20年度	H21年度	
登録事務説明書「労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録事務について」(配布先は登録希望者に個別に手交)		枚	500	0	0	
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物		平成13年度 687件登録 登録手数料20,610千円				

事務・事業シート (概要説明書)		
事業名		労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録事務【登録】
指定の必要性 (指定制度を廃止した場合の問題点を含む。)		前述のとおり、コンサルタントの登録制度は、コンサルタント制度を適正に維持するために必要不可欠なものであり、この登録業務を適正に実施するためには一定の要件を満たす機関を指定することが必要である。なお、コンサルタントの登録実績から見ても複数の機関を指定する必要性は低い。指定制度を廃止し、登録制度とした場合、一定の要件を満たす機関を登録機関として登録することになるが、複数の機関が存在することになると登録の一元的管理が困難となるとともに、コンサルタントへの依頼者にとってもコンサルタントの登録状況を確認しようとする場合に不便が生ずるおそれがある。
指定の要件		職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。 経理的及び技術的な基礎が、登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
現在の指定法人		社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
国(民間委託を含む。)で直接実施	直接実施の可否	否
	想定する実施主体	
	理由	
	理由	本登録業務はかつては国が行っていたものであるが、行政事務の効率化を図る観点から、国家公務員の厳しい定員事情もあり、申請に基づいて指定する者に当該業務を行わせるものとしたものである。行政が再び直接実施する場合、その対応に新たな体制を整備する必要があり、行政の肥大化を招くことから、指定制度を維持するべきである。
登録制度への移行	移行の可否	否
	理由	指定制度を廃止し、登録制度とした場合、一定の要件を満たす機関を登録機関として登録することになるが、複数の機関が存在することになると登録の一元的管理が困難となるとともに、コンサルタントへの依頼者にとってもコンサルタントの登録状況を確認しようとする場合に不便が生ずるおそれがある。
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		国家公務員退職者が就いている常勤役員ポストである専務理事については、平成22年度の役員改選時に公募を行うよう要請した(平成22年2月)。その結果、国家公務員退職者である専務理事は本年5月末の任期満了をもって退任しており、国家公務員退職者の非常勤役員も本年3月に辞任している。 加えて、平成22年5月の総会に役員定数の削減を諮り、監事を除く役員は50名から19名に削減された。

事務・事業シート (概要説明書)

事業名		労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録事務【登録】						
事業の収支状況 (千円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	
	収入	9,983	8,369	8,814	7,501	9,547	44,214	
	手数料 (利用者負担)	9,983	8,366	8,804	7,496	9,546	44,195	
	国からの補助金	0	0	0	0	0	0	
	その他 ()	0	3	10	5	1	19	
	支出	9,605	9,146	9,106	9,025	9,192	46,074	
収支差		378	-777	-292	-1,524	355	-1,860	
		平成22年度予算見込額		人件費				
コスト	事業費	2,403 千円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数	
	人件費	7,000 千円			常勤職員	7,000 千円	1.5	人
	管理費	0 千円			非常勤職員	0 千円		人
	総計	9,403 千円						
		平成20年度 (決算額)		平成21年度 (決算額)		平成22年度 (予算額)		
これまでの予算額等 (千円)		9,025		9,192		9,403		
内訳	人件費	7,000		7,000		7,000		
	什器備品費	46		46		20		
	印刷製本・消耗品費	23		124		200		
	通信運搬費	119		191		200		
	借室料・共益費	1,733		1,733		1,733		
	電算機器費	97		97		200		
	諸経費	7		1		50		
平成22年度の国からの財政支出見込額 (千円)		0						

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
特になし				

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
[日付] 特になし				
[内容] 特になし				